

トリガールームであることが確認できる工事後の写真

【参考資料】トリガールーム写真の撮影におけるポイント

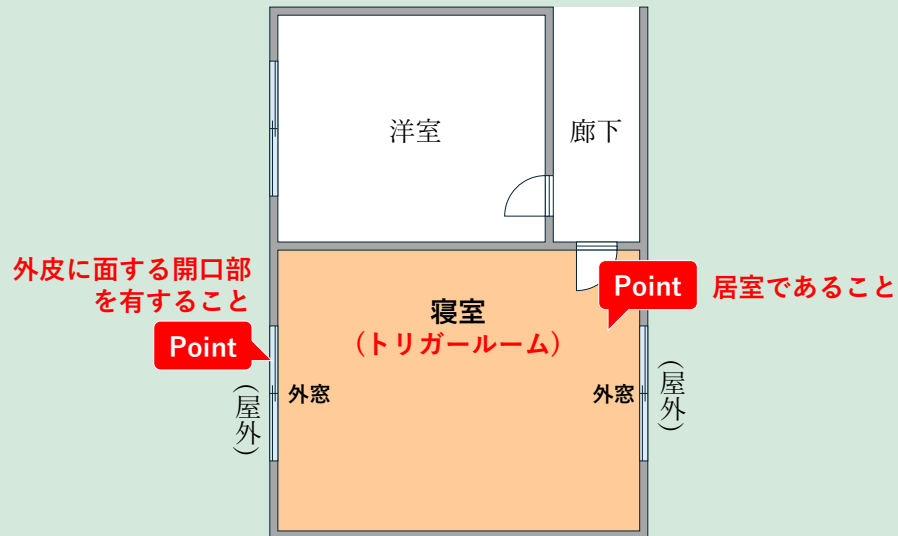
本事業のリフォームでは、本事業においてあらかじめ定められた組み合わせの工事(=要件化工事)を行う必要があります。
 「要件化工事」を行う居室(=トリガールーム)が適切かを確認するために、「トリガールーム」の写真撮影し、提出していただきます。

提出された写真にてトリガールームの要件を満たすことが確認できない場合は不備となることがあります。
 本紙では、トリガールームであることを正しく証明するための写真の撮り方についてのポイントをご説明させていただきます。

トリガールームについて

「トリガールーム」とは「要件化工事」を行う居室のことをいいます。
 トリガールームとして指定するには、以下①②が必要になります。

① 「外皮に面する開口部をもつ」「居室」であること



○ 居室OK例

居間(リビング)、寝室、子供部屋、
 台所(キッチン)、書斎等

✕ 居室NG例

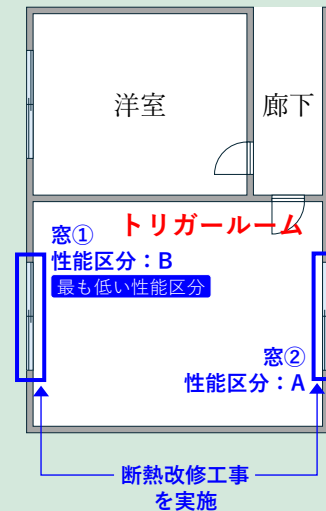
トイレ、浴室、洗面室、廊下、
 納戸、倉庫、玄関ホール、車庫等

❗ 居室OK例の用途に要した室であっても、外皮に面する開口部がない室はトリガールームとして扱うことはできません

② 当該居室に対して、要件化工事として定められた組合せ*1の断熱改修を実施すること

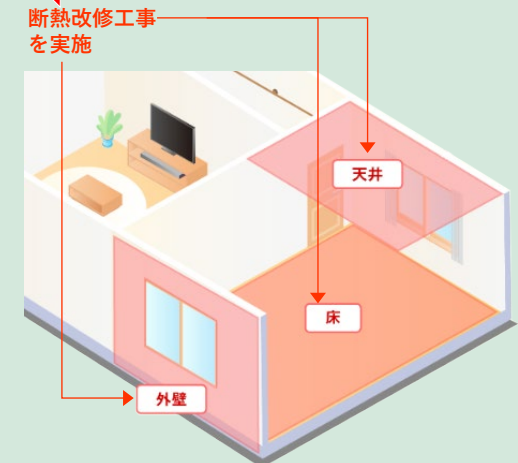
【要件化工事の組合せ例】

- ☑住宅の新築時期：平成3年以前
- ☑開口部の断熱改修(最低性能区分)：B
- ☑躯体の断熱改修必要部位数：3部位 の場合



Point 外皮に面するすべての開口部を断熱改修を実施

要件化工事で定められた部位*2*3分
 に対し、最低使用量以上の断熱材
 を使用した躯体の断熱改修を実施



*1 要件化工事の組合せ一覧はこちらをご覧ください。

*2 外壁、屋根・天井、床の3部位を指します。

*3 同一部位を2箇所(例：西側の外壁と東側の外壁)断熱改修しても、「1部位」の改修を行ったものとみなします。

トリガールームであることが確認できる工事後の写真 【参考資料】トリガールーム写真の撮影におけるポイント

トリガールームの写真の撮影方法 / ①壁面の写真

「居室であること」「トリガールームの形状」「外皮に面する開口部の有無、数および位置」が確認できる写真を提出してください。
以下のポイントをご確認の上、撮影ください。

Point 1 トリガールームにあるすべての壁面が確認できるように撮影

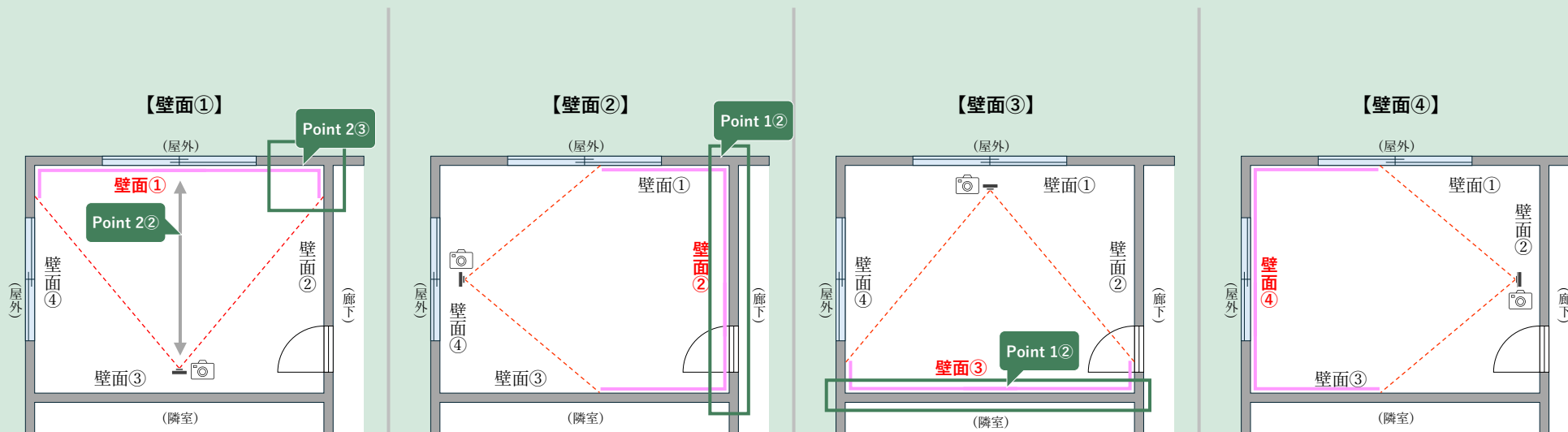
- ①開口部の有無にかかわらず、それぞれの面ごとに「1枚」撮影し、すべての面分の写真を提出してください。
(例：壁面が4面の場合は壁面ごとに最低4枚の写真が必要です)
- ②外皮に面する開口部を有する壁面以外の壁面も提出が必要です。

Point 2 各壁面の境目がわかるよう、隣接する壁面・天井の一部が写り込むように撮影

- ①トリガールームの要件(窓枚数等)を確認するため、トリガールームと指定した居室の全体が写っている必要があります。
- ②撮影する壁面からできるだけ離れて、当該壁面の一部が欠けることがないよう「全体」が写るように撮影してください。
- ③各壁面が隣接していることが確認できるように、隣接する壁面等の一部を写り込ませるように撮影してください。
- ④家具等で開口部が隠れてしまっている場合、開口部が写るように家具等を調整して撮影してください。

以下の通り、原則壁面ごとに撮影してください。

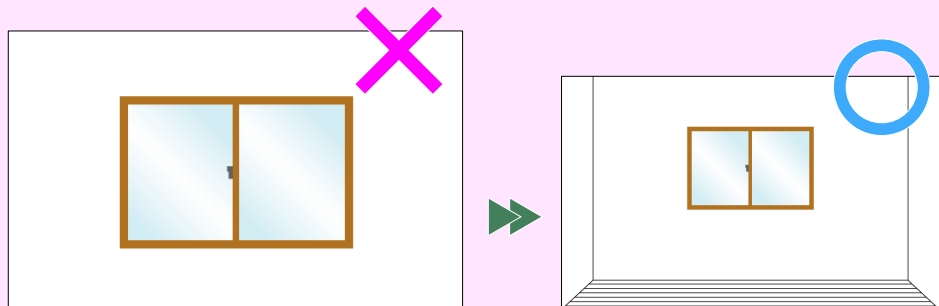
≪トリガールーム/壁面写真の撮影例≫ **!** 居室の全体が確認できない(壁面の欠損、隣接していることが不明瞭等)場合は不備となる場合があります。



トリガールームであることが確認できる工事後の写真
【参考資料】トリガールーム写真の撮影におけるポイント

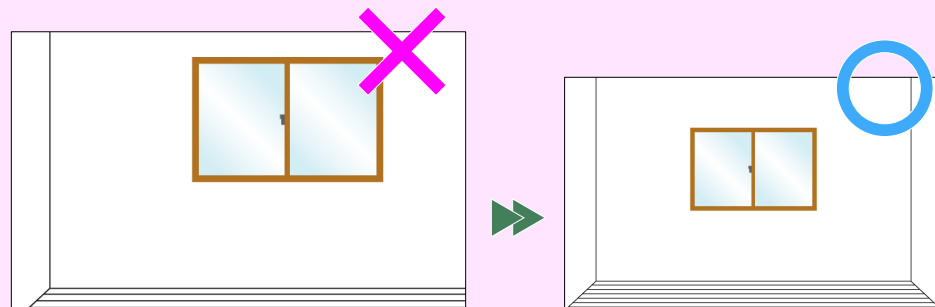
【トリガールーム/①壁面写真のNG例】

①開口部を接写
(壁面全体が写っていない)



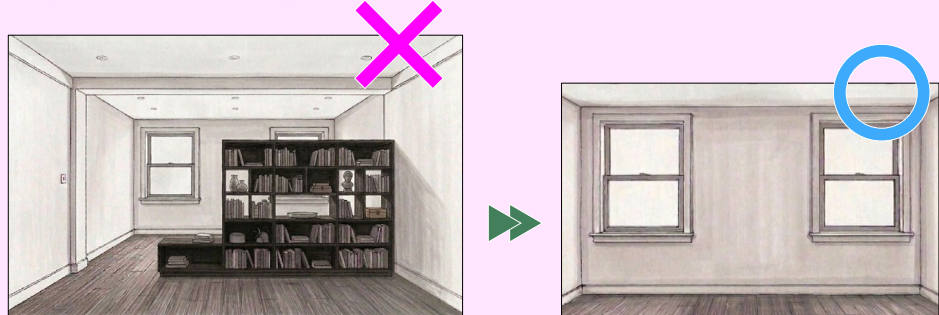
開口部だけでなく、壁面全体を撮影

②隣接する壁面が片方のみ写り込んでいる



隣接する壁面を両方写りこませて撮影

③家具等で壁面が隠れている
(窓の枚数が不明瞭)

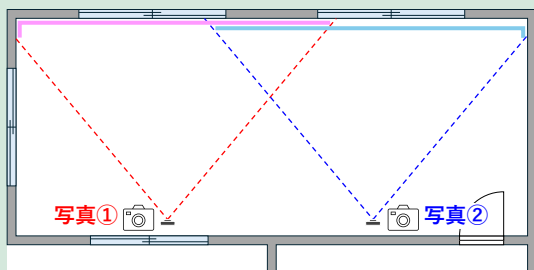


撮影位置を調整し、壁面全体が写るように撮影

トリガールームであることが確認できる工事後の写真 【参考資料】トリガールーム写真の撮影におけるポイント

【トリガールーム/①壁面写真 イレギュラー例】

①写真1枚で1つの面を収めることができない場合

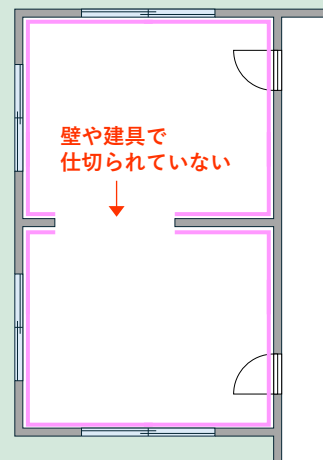


1つの壁面を写真1枚で収めることができない場合は、2枚に分けて撮影してください。

その際、同じ面であることがわかるよう、**目印になるものを写り込ませてください。**

また、提出する際の写真ファイル名を同じ面であることがわかるようにしてください。(例：壁面A①.jpg、壁面A②.jpg 等)

②隣接する複数の居室を1つのトリガールームとする場合

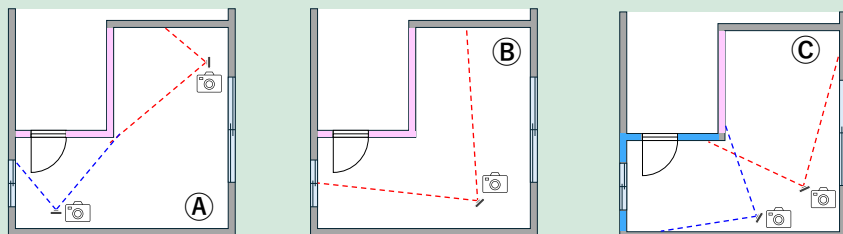


隣接する複数の居室が壁や建具等で仕切られていない場合は、その出口等で繋がっている範囲が1つのトリガールームとなります。

その場合、繋がっている範囲におけるそれぞれの居室に対する全壁面の写真を提出してください。

(ピンク線部分の壁面はすべて撮影し、提出してください)

③居室の間取りが四角でない場合



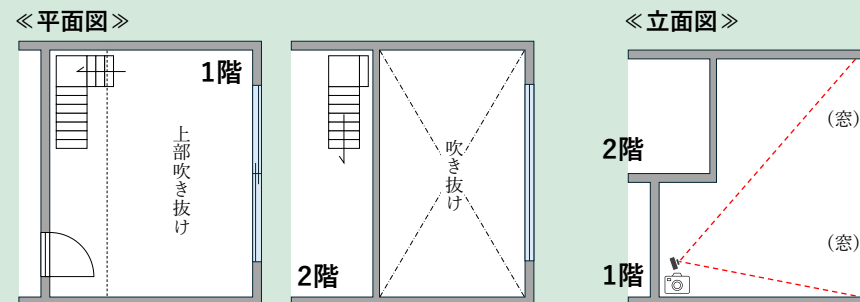
居室の間取りが四角形でない場合であっても、その居室のすべての壁面を撮影してください。

例として、上図の間取りの居室の場合は

- ①各壁面ごとに1枚ずつ撮影する
- ②ピンク線部分の壁面は全体がわかるよう1枚で撮影する
- ③ピンク線と水色線部分の壁面全体がわかるようにそれぞれ1枚で撮影するのいずれの撮影方法にて全体が確認できるよう撮影してください。

! いずれにおいても1枚ごとに隣接する壁面も写り込んでいること

④吹き抜けを有するトリガールームを撮影する場合



吹き抜けを有する居室をトリガールームとする場合は吹き抜け部もトリガールームの一部となります。

吹き抜け部に開口部がある場合も、開口部改修が必要です。

そのため、上図のような壁面を撮影する際には、吹き抜け部まで含めて撮影をしてください。

トリガールームであることが確認できる工事後の写真

【参考資料】トリガールーム写真の撮影におけるポイント

トリガールームの写真の撮影方法 / ②天井の写真

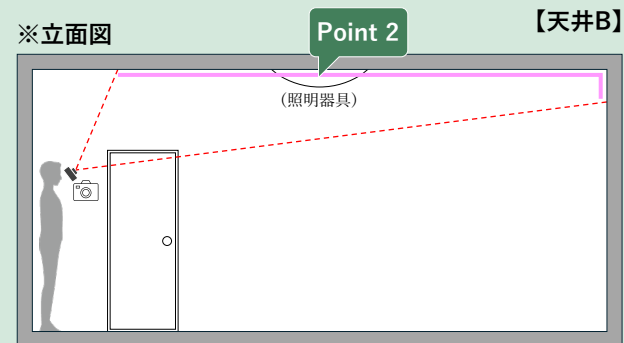
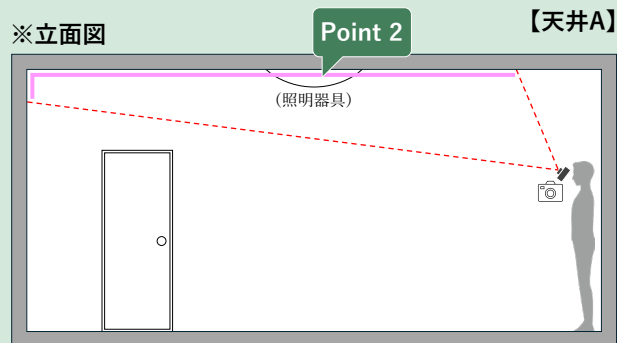
「天井形状」「天井における、外皮に面する開口部の有無、数および位置」が確認できる写真を提出してください。
以下のポイントをご確認の上、撮影ください。

Point 1 トリガールームにある天井の面すべてを確認できるように撮影してください。

◆1枚で天井全体が写り込まない場合は複数の方向から撮影し、天井面のすべてが確認できるようにしてください。

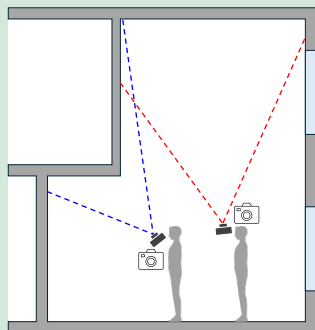
Point 2 複数の写真を撮影した場合、撮影した写真が同じ天井であることがわかるよう、目印となるもの(照明器具等)がどちらの写真にも写りこむように撮影

≪トリガールーム/天井写真の撮影例≫ ※1枚の写真で天井面のすべてが確認できない場合は、以下の通り、複数の方向から撮影してください。



【トリガールーム/②天井写真 イレギュラー例】

①吹き抜けの場合



吹き抜けがある居室の場合、吹き抜け部分の天井と吹き抜けではない部分の天井の両方の写真が必要です。

トリガールームであることが確認できる工事後の写真

【参考資料】トリガールーム写真の撮影におけるポイント

その他注意事項

- ◆交付申請時の提出書類として「トリガールーム写真(工事後)」と「補助対象工事に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)」はそれぞれ提出が必要となります。
(トリガールーム写真の提出をもって補助対象工事内容(開口部や躯体断熱)に応じた工事写真の提出が免除されることはありません)
- ◆提出された写真で、トリガールームの要件が確認できない(不明瞭も含む)場合は、不備となります。